振込訂正・組戻サービス利用規定

1. サービスの内容

振込訂正・組戻サービスとは、契約者が当行所定の方法による振込について、以下のことをおこなう サービスをいいます。

- (1) 振込先の金融機関(当行を含みます)から振込先口座に入金できないと当行に通知があった場合 (以下「振込不能」といいます)における、当行から契約者への振込不能発生の通知(以下、「振 込不能通知サービス」といいます)
- (2) 振込不能となった振込に関する訂正の依頼(以下、「振込訂正依頼サービス」といいます)
- (3) 振込不能となった振込に関する組戻の依頼(以下、「振込組戻依頼サービス」といいます)
- (4) 振込不能となった振込に関する再振込の依頼(以下、「再振込依頼サービス」といいます)

2. 提供サービス

(1) 振込不能通知サービス

当行から契約者への振込不能発生の通知は、電子メールによりおこないます。電子メールの宛先は、「[ビジネス I B] [ほっと君W e b J r .]利用手引」(以下、「利用手引」といいます) 19.(11)、「[ほくぎんBiz-Lite]利用手引」(以下、「利用手引」といいます) 7.(11)に規定する登録アドレスとします。

(2) 振込訂正依頼サービス

①依頼の確定

契約者は、利用手引 3.本人確認に定める当行所定の本人確認終了後に、振込訂正依頼サービスの依頼権限がある利用者 ID を有する利用者に対して表示される画面において、振込不能となった振込に対し、訂正依頼に必要な当行所定の事項を入力し、当行所定の訂正受付時限までにサービス画面上で依頼の確定をおこなうものとします。

②依頼の承認

- A.契約者は、利用手引 3.本人確認に定める当行所定の本人確認終了後に、振込訂正依頼サービスの承認権限がある利用者 ID を有する利用者に対して表示される画面において、(2)①にて確定した訂正依頼に誤りがないことを確認し、当行所定の承認時限までにサービス画面上で承認することによって、依頼を承認するものとします。
- B.依頼の承認後、契約者は振込不能明細画面により、手続きが完了したことを必ず確認するものとします。回線障害等の理由により手続きが完了しない場合、契約者は速やかに当行に照会するものとします。この照会がなかったことによって契約者に生じた損害については、当行は責任を負いません。

③依頼の完了

②B に定める依頼の承認手続きが完了した場合、当行は正当な契約者からの訂正依頼が完了したものとし、当行所定の方法により訂正の手続きをおこないます。完了後は訂正依頼の取消・変更はできません。

④承認時限

当行は契約者に事前に通知することなく承認時限を変更することがあります。

(3) 振込組戻依頼サービス

①依頼の確定

契約者は、利用手引 3.本人確認に定める当行所定の本人確認終了後に、振込組戻依頼サービスの依頼権限がある利用者 ID を有する利用者に対して表示される画面において、振込不能となった振込に対し、組戻依頼に必要な当行所定の事項を入力し、当行所定の組戻受付時限までにサービス画面上で依頼の確定をおこなうものとします。

②依頼の承認

A.契約者は、利用手引 3.本人確認に定める当行所定の本人確認終了後に、振込組戻依頼サービスの承認権限がある利用者 ID を有する利用者に対して表示される画面において、(3)①にて確定した組戻依頼に誤りがないことを確認し、当行所定の承認時限までにサービス画面上で承認することによって、依頼を承認するものとします。

B.依頼の承認後、契約者は振込不能明細画面により、手続きが完了したことを必ず確認するものとします。回線障害等の理由により手続きが完了しない場合、契約者は速やかに当行に照会するものとします。この照会がなかったことによって契約者に生じた損害については、当行は責任を負いません。

③依頼の完了

②B に定める依頼の承認手続きが完了した場合、当行は正当な契約者からの組戻依頼が完了したものとし、当行所定の方法により組戻の手続きをおこないます。完了後は組戻依頼の取消・変更はできません。

④振込資金の取り扱い

当行は、振込先の金融機関(当行を含みます)から返却された振込資金を、振込資金の支払口座に 入金するものとします。

⑤承認時限

当行は契約者に事前に通知することなく承認時限を変更することがあります。

(4) 再振込依頼サービス

①依頼の確定

契約者は、利用手引 3.本人確認に定める当行所定の本人確認終了後に、再振込依頼サービスの依頼権限がある利用者IDを有する利用者に対して表示される画面において、振込不能となった振込に対し、再振込依頼に必要な当行所定の事項を入力し、当行所定の再振込受付時限までにサービス画面上で依頼の確定をおこなうものとします。

②依頼の承認

- A.契約者は、利用手引 3.本人確認に定める当行所定の本人確認終了後に、再振込依頼サービスの承認権限がある利用者IDを有する利用者に対して表示される画面において、(4)①にて確定した再振込依頼に誤りがないことを確認し、当行所定の承認時限までにサービス画面上で承認することによって、依頼を承認するものとします。
- B. 依頼の承認後、契約者は振込不能明細画面により、手続きが完了したことを必ず確認するものとします。回線障害等の理由により手続きが完了しない場合、契約者は速やかに当行に照会するものとします。この照会がなかったことによって契約者に生じた損害については、当行は責任を負いません。

③依頼の完了

②Bに定める依頼の承認手続きが完了した場合、当行は正当な契約者からの再振込依頼が完了した ものとし、当行所定の方法により組戻の手続きをおこなうとともに、振込先の金融機関(当行を含 みます)から返却された後に当行所定の方法で再振込手続きをおこないます。完了後は再振込の取 消・変更はできません。

④承認時限

当行は契約者に事前に通知することなく承認時限を変更することがあります。

3. 振込訂正・組戻サービスの対象振込

振込訂正・組戻サービスの対象となる振込は、当行所定の方法で実施された振込のうち、振込不能となった振込とします。振込訂正・組戻サービスでは、当行所定の方法以外で実施された振込、および振込不能となっていない振込に関する訂正・組戻・再振込の依頼はできないものとします。なお、当行所定の方法で実施された振込であっても、振込先の金融機関(当行を含みます)の事務処理方法等の事情により振込訂正・組戻サービスによる訂正・組戻・再振込の依頼ができないことがあります。

4. 利用手数料

振込訂正・組戻サービスによる訂正・組戻・再振込依頼の利用にあたっては、当行所定の手数料がかかります。手数料は、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、当行所定の方法で特定する預金口座から、当行所定の日に引き落とします。

5. 振込訂正・組戻サービス利用に伴う組戻等の特約

契約者が振込訂正・組戻サービスを利用する場合、振込規定等に優先し以下の条項が適用されるものとします。

(1) 振込不能の通知

振込不能が発生した場合、当行は、振込不能通知サービスにより、契約者に振込の発生を通知する ものとします。

(2) 1件の振込不能に対し、複数の組戻がなされた場合の取扱

1件の振込不能に対し、契約者から複数の訂正・組戻・再振込の依頼(振込訂正・組戻サービスを利用した依頼に限りません)がなされた場合、当行は当行の裁量によりこのうち1件の依頼のみを受け付けるものとし、それについて契約者は異議を述べないものとします。

(3) 振込不能に対する組戻等の依頼がなかった場合の取扱

振込不能発生後、契約者から当行所定の期間までに組戻・変更の依頼(振込訂正・組戻サービスを利用した依頼に限りません)がなされなかった場合、当行は振込不能となった振込について契約者から組戻依頼があったものとみなします。この場合、振込資金が返却された際、振込資金は当該振込の出金口座に入金するものとします。

6. 免責事項

(1) 振込不能の通知

契約者は、振込不能通知サービスの利用者別に登録アドレスを適切に登録するものとします。振込 訂正・組戻サービスでは、当行が当行所定の送信タイミングで登録アドレスに電子メールの送信処 理をしたときをもって、当行が契約者に振込不能の通知をしたものとみなします。理由如何を問わ ず、契約者が振込不能通知サービスを利用できなかったことにより生じた損害について、当行は責 任を負いません。また、当行は契約者が振込不能通知サービスを利用できなかった場合でも、利用 不可原因を調査する義務、および電話等その他の手段で契約者に振込不能の発生を通知する義務は 負わないものとします。

(2) 振込先金融機関の錯誤

振込訂正・組戻サービスは、振込先の金融機関から当行への振込不能の通知に基づき、当行から契約者へ振込不能の通知をおこないます。振込先の金融機関が錯誤したことにより、当行が契約者へ適切な通知をできなかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(3) 利用者の権限設定

契約者は、振込訂正・組戻サービスを利用させる利用者ID毎に利用権限を適切に設定するものとします。契約者が利用権限を適切に設定しなかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

7. メール送信クラウドサービスの利用

振込不能通知サービスでは、Twilio Japan 合同会社が提供する SendGrid を使用しています。SendGrid は、米国 Twilio 社にて管理・運用しています。振込不能通知サービス利用者は、個人情報を米国 Twilio 社に提供することに予め同意するものとします。

(1) 利用目的

メールでの振込不能の通知

(2) 提供する個人情報 メールアドレス

個人情報保護法の規定に基づく、情報提供事項は次の通りです。

(3) 外国の名称 アメリカ合衆国 (カリフォルニア州)

(4) 当該外国における個人情報の保護に関する制度

アメリカ合衆国は APEC の CBPR システムに参加しています。

同国 (カリフォルニア州) における個人情報保護に関する制度は、以下に記載されておりますので、 ご確認ください。

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/california_report.pdf

(5) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置

Twilio 社は、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する措置を全て講じています。
Twilio 社が講ずる措置については、以下の同社ホームページをご覧ください。
https://www.twilio.com/ja-jp/legal/privacy

8. 規定の準用

本利用規定に定めのない事項については、振込規定の定めにより取り扱います。

以上

(2025年3月3日現在)